

日本国憲法における国際協調主義の今日的意義

小林 武

目次

- I はじめに——軍事的「国際協調」活動の潮流
- II 日本国憲法における国際協調主義
- III 改憲論における「国際協調」概念の恣意的使用
 - 1 五〇年代の明文改憲論の展開と終焉
 - 2 九〇年代以降の明文改憲論の新たな展開
- IV 平和的国際協調主義の展望——むすびにかえて

I はじめに——軍事的「国際協調」活動の潮流

今日のがが国において進行しつつある憲法改正の動きは、憲法の全面改定、実質的にはその廃棄をもたらそうとするものであるが、何よりそれは、日本国憲法の定める平和国家のありようを転轍し、戦争をする国のかたち

に仕立てることを中心課題としている。したがって、今日の改憲論にあっては、第九条とともに、平和宣言の實を盛った前文を取り除くことが不可避のものとして主張される。そして、その主張においてとりわけ目を惹くものは、国際協調主義の恣意的使用、ないし、あまつさえそれを逆義に用いる仕方である。

そもそも、日本国憲法がその基本原理のひとつとして宣言する国際協調主義は、平和主義と一体不可分のものである。すなわち、憲法前文は、日本国民は「諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」するとしうえて(一段)、「恒久の平和を念頭し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認」する(二段)。そして、「われらは、いずれの国家も、自国のことのみ」に専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」としている(三段)。さらに、それを受けて、九八条二項で、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めて、国際協調主義を具体化しているのである。

このようにして、日本国憲法の国際協調主義は、平和主義を前提とし、ないしはそれに導かれたものであつて、恒久平和主義を安全保障の側面からより明確に具体化したものに他ならない。すなわち、そこには、軍事力の強化を後押しし、あまつさえその地球的展開を正当化する「軍事的合理性」の論理の成り立つ余地は微塵もなく、わが国憲法が、平和的手段を用いて国際協調をはかるといふ「平和的合理性」を選択したものであることは、疑問の余地なく明らかである。

それにもかかわらず、近時に現われた「解釈改憲」の実例、また明文改憲の提案の中には、国際協調の概念の恣意的な使用が頻繁に見受けられる。例をそれぞれ一つずつ挙げるにとどめ、かつ、後者についてはのちに(Ⅲで)詳論することにしよう。ひとつは、二〇〇六年二月一日に成立した自衛隊法改正による自衛隊海外派遣の本来任務化である。すなわち、防衛庁を「省」に昇格させる防衛庁設置法改正の影に隠れて、充分な国会論議のないままになされたこの法改正は、自衛隊による国際緊急援助活動、国連平和維持活動(PKO)、周辺事態法にもとづく後方支援、テロ特借法にもとづく活動およびイラク特借法にもとづく活動を、自衛隊法第八章「雑則」中の一〇〇条等において「できる」とされている「余業」から、自衛隊の存立目的である第六章の「本業」へと格上げしたものであり、これらの任務が、まさに、「国際平和協力活動等」として括られているのである。

もうひとつに、自民党が二〇〇五年一月二八日に決定・公表した『新憲法草案』をとりあげるなら、ここでは、自衛「軍」は「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動……を行うことができる」(九条の二第三項)とされている。その意味は、草案自体の説くところではないが、現行憲法二章の「戦争の放棄」は「安全保障」に変えられており、自衛「軍」の創設は国家の「自衛権」を前提とし、かつそれには集約的自衛権も含まれるとの解釈を前提にしていることからすれば、この「国際協調活動」の承認は、前述の自衛隊法改正の内容を憲法レベルで確認したものであるにとどまらず、多国籍軍型はもとより、イラク派兵で用いられた「有志連合」型、さらにはより、あからさまな日米同盟型の軍事行動への参加をも含意したものであると見なければなるまい。

自民党の明文改憲構想についてはのちに再度俎上にのせることとして、さしあたりわれわれが看過しえないのは、これらの軍事的海外活動が「国際平和協力活動」、さらには「国際協調活動」といった名で語られ、あたか

も日本国憲法の国際協調主義に後押しされ、それを具体化する施策であるかのごとくに語られていることである。¹⁾そこで、憲法のいう国際協調主義の本義を改めて確認し、それに照らして、このような見解、とくに明文改憲論における恣意的主張の根本的批判につとめたいと思う。それをとおして、平和憲法にもとづく国際協調主義の今日における積極的展望を拓くことにわずかなりとも貢献することができれば幸いである。

II 日本国憲法における国際協調主義

(一) まず、日本国憲法が国際協調主義を基本原理として宣言したことの意義を確認しておこう。憲法前文は、民主・平和・人權の原理、国際協調の原理を巧みに相互に関連づけており、それらは人間の尊嚴の理念を土台にしつつ相互に条件づけ合い、一体となつて憲法を基礎している。²⁾とりわけ、日本国憲法における平和主義は、同時に国際協調主義を意味する。あるいは、前者が後者を導くととらえてもよく、いずれにしても、先に引いた前文の文言に照らすなら、両者は不可分の関係にあるといえる。とくに、第三段が国際協調主義を集中的に表現しているが、それは、直接には、わが国の対外侵略戦争をもたらした独善的な国家主義への痛恨の反省にもとづいてその禍根を絶とうとすることを意味するものでありつつ、さらに広く、現代戦争の実態を認識してその克服を決意するという、普遍的・積極的な思想的意味を有しているといえる。国際協調主義は、この双方においてとらえておくことが重要であろう。

敷衍するなら、まず、これまでわが国においては、支配的であつた「国体」の優越性を妄信する国家主義思想を徹底的に打破しなければならぬという趣意を示したうえで、政治道徳は世界各国に通じる普遍的なものであ

るとの自然法理論を主張し、それに従うべきことを明言したわけである。また、これは、世界史における戦争違法化の潮流の中に位置づけられる。すなわち、二〇世紀における兩次の世界大戦が戦勝国・敗戦国を問わず甚大な被害をもたらしたことから、無差別戦争観は根本的な見直しを迫られ、戦争を違法視する流れが強くなり、とくに第二次大戦の体験は、無制約の国家主義が独善的な対外膨張と侵略をもたらす危険を教えた。この流れの中で、戦後の立憲主義憲法は、平和と国際主義の条項を、もとより強弱濃淡の差はあれ、共通して採り入れている。わが国憲法は、その鮮やかな先進的事例をなすものといえる。

前文の国際協調主義は、このような戦争の悲惨な経験をふまえて、さらに、日本国民は「人間相互の関係を支配する」普遍的理念に立った行動をとおして、自らも平和を愛する諸国民 (peoples) の共同体の名誉ある成員であることを実証していくという、高い理想を追求する積極的な内容をもつものである。それは、他の国家 (states) に依存して日本および日本国民の安全と生存を確保しようとする態度とは対極の位置にある。この憲法の国際主義は、大国の支配する国際関係を不動の所与として前提するものではなく、すべての国が対等の関係をとり結ぶ国際社会を建設するための平和的政策を展望するものであって、植民地主義・人種差別の廃止をはじめ世界平和実現の課題に積極的にとりくむ使命をわが国に課したものである。

別言するなら、次のように述べることもできよう。——前文第二段では、国民の安全と生存の保持について、自らは何もせずすべて他国の力にまつという考え方ではなく、平和愛好諸国民と協力しながら平和の実現のためにあらゆる努力をするという強い決意が述べられている。そこからは、たとえ自衛のためにせよ軍備を設けたり戦争をしたりする例外を認めるような語調はまったくうかがえない。そして、世界各国ともやがてわが国と同じように平和主義と民主主義に専念するに至るであろうことを信じて、もっとも高度な模範的民主・平和国になり

たいとの希望を表明したのである、と。

こうした国際協調の理念が、平和的生存権の主観的権利規範および九条の不戦・非軍備・交戦権否認の客観的
制度規範と結合していることによって、その目的達成の手段は徹底的に平和的・非軍事的形態によるべきことが
厳命されているのである。

(一) 以上のようにとらえることのできる国際協調主義の原理をめぐっては、その規範的意味内容にかんして少
なくない論点があるが、ここでは、国際協調主義と国家主権との関係について言及しておきたい。

すなわち、憲法は、わが国が普遍的な政治道徳の法則に従うとして、自国のことのみに専念して他国を無視す
ることを排除し、また九八条で国際法規の誠実な遵守をうたう。これは、フランスの一九四六年第四共和制憲法
が明文で定める相互主義の留保と同じく、国家主権の無制約的絶対性を否定したものであるとされる。他方で、
普遍的な政治道徳に従うことこそ「自国の主権を維持」するために必要な各国の責務である旨、宣明している。
この、国際協調主義と国家主権の相互尊重という思想は、二〇世紀の西欧民主主義憲法に共通してみられる。こ
の両者の調和点をどこに見出すかをめぐる憲法解釈については、条約優位説と憲法優位説、ないし中間説が、周
知のごとくに対立している。

ここでは、これに深く立入ることはしないが、ただ、本稿のテーマに留意しつつ、硬性憲法および国民主権の
趣旨からすれば、国際協調主義という不明確な一般原則に過度に依拠して条約優位を主張するのは妥当ではなく、
憲法優位説が採られるべきであることを指摘しておきたい。さらに、国家主権は国家の実質的な独立性までも含
意するものと解されることからすれば、非対等の軍事同盟の実態をもつ日米安全保障条約は日本の国家主権を侵
害していると断ぜざるをえないであろう。この状況は、憲法の国際協調主義を強調する立場からも、それが各国

の対等関係を大前提にしたものであるだけに、あるべからざるものといわなければなるまい。

Ⅲ 改憲論における「国際協調」概念の恣意的使用

今日の憲法改正論は、「国際協調主義」を前面に出して、正式に国軍として認知した自衛隊の「国際貢献」・「国連協力」出動を正当化するものであるところに共通点をもっている。こうした主張が顕著になったのは一九九〇年代前半のことで、それが現況を形作っているわけであるが、この特質を把握するためには、戦後改憲論の経緯に照らす必要があるであろう。明文改憲に限っていえば、最初の高揚は、講和以降の五〇年代にみられる（現況は、それ以来の二度目のものである）¹⁵が、さらに、その前史をなす憲法制定前後の時期から始めることとしよう。

1 五〇年代の明文改憲論の展開と終焉

改憲問題は、早くも日本国憲法の制定期に登場するが、一九四六年一〇月一七日の極東委員会の政策決定は、施行後一年から二年までの期間内に、日本の国会と極東委員会の双方によって憲法の再検討をおこなうこととした。これは、この時期における総司令部と極東委員会との対立を反映したものであったが、再検討の作業には至らなかった。¹⁶

一九五二年に、講和条約と安保条約の締結により独立が回復され、占領法制の見直しの気運が生じた。憲法論議もその一環をなすが、憲法に特別な事情として指摘されるのは、ひとつは、五〇年に設置されていた警察予備

隊が、保安隊・警備隊への改組を経て、自衛隊の創設という形で軍事力が増強されたことを背景に、この再軍備を憲法に調和させる主張が表面に出たこと、および、日本国憲法は占領下に「押しつけ」られたものであるとの論理に立って、「自主」憲法の制定が唱えられたことである。一九五四年に出された、当時の改進黨と自由党の各全面改憲案は、この二つが結びついて出されたものであった。

この一九五四年から六〇年代にかけてが、改憲の企図が現実化した時期であるが、とくに五五年の年頭に、憲法改正を悲願として掲げた鳩山一郎内閣が登場するに至ってピークを迎える。同年一月の保守合同で結成された自由民主党は、その政綱に「現行憲法の自主的改正」を掲げていた。そして、五六年の国会で、政府に憲法調査会を設置する法案が準備されるまでに至った。これと併行して、鳩山内閣は、改憲発議に必要な三分の二の議席獲得を目指して小選挙区制の導入をはかったが、挫折し、改憲の気運は一時後退を余儀なくされた。

しかし、岸信介内閣の下で憲法調査会が動き出して(五七年)、改憲は再び大きなうねりとなった。ところが、憲法擁護の国民運動が拡がったこと、累次の選挙において護憲政党が三分の一議席を確保したこと、そして安保改定を強行した岸内閣が国民的批判によって倒れたことで急速に力を失なった。とくに、六四年に出された憲法調査会の最終報告書が、対立する見解を併記する形のものとしてまとめられたことも、明文改憲論をむしろ鎮静化させるものとなった。これをもって、五〇年代を中心とした復古的改憲の動きはひとまず終焉した。

こうした状況がもたらされた要因については、論者の次のような指摘に同意する。すなわち、何よりも、改憲論者が、「押しつけ」という憲法成立史の一面のみを過大に強調して、日本国憲法が果たした歴史的意義を正當に評価せず、しかも、その改憲提案が、天皇の元首化など、憲法の基本原理を大きく歪めるものであったことなどから、広汎な国民の支持を得られなかった、というものである。それ以降、明文改憲論は、八〇年代前半に

「戦後政治の総決算」を掲げた中曾根康弘内閣の時期には自民党の憲法調査会が活動を再開するが、その動きも大きな盛り上がりを見せるには至らず、長年にわたって表舞台から退く。代って、解釈により政治の必要に憲法を合わせる、いわゆる「解釈改憲」の政策が主流となる。規範としての憲法典の明文改正を避けて制度としての憲法を変える手法であるといえる。とくに九条をめぐるっては、これにより、規範を事実上有名無実化させる動きが進行した。

この時期を経て、明文改憲論は九〇年代以降に新たな高揚を示すのであるが、項を改めて述べよう。

2 九〇年代以降の明文改憲論の新たな展開

(一) あたかも二〇世紀が最後の二〇年に入るのを待っていたかのごとく、内外の情勢の変化を背景にして、改憲提案が噴出した。

この情勢変化を、平和主義に焦点を合わせて、次のようにまとめておくことができよう。——一九九〇年代初めに、ソ連側の体制の崩壊によって「冷戦」は終結した。そこで、本来ならアメリカ側の軍事ブロックも解消して軍隊のない世界へと進む環境が整ったはずであるが、逆にアメリカは一元的な軍事的支配の方針を顕著にした。わが国政府も、アメリカに追従する姿勢を一層強めた。九〇年初めに湾岸戦争を契機にして、政府は、翌年にかけて自衛隊の海外派遣を中心とする軍事的「国際貢献」の実践を矢継ぎ早におこなった。「国連平和協力法案」の国会提出（廃案）、多国籍軍への九〇億ドル支出、避難民救出を目的とする自衛隊機派遣のための特別法令の制定、機雷除去を目的とする自衛隊掃海艇の派遣などを経て、九二年、「国連平和維持活動等協力法」(PKO

法)が制定された。さらに、PKO法制定当時には凍結されていたPKF(国連平和維持軍)への参加も、二〇〇一年に解除されている。これを並行して、一九九四年六月、自民・「さきがけ」とともに連立政権を組んだ社会党委員長の村山富市首相が、「自衛隊合憲・日米安保条約堅持」の認識を国会において明言する事態があった。

さらに、一九九六年四月には、安保条約の「再定義」によって、極東有事の際の日本の協力義務など従属的な軍事同盟関係が一層強化される。そして、グローバル化した日本企業が海外進出のためにも軍事大国化を要求していることが、それに加わる。とくに、その進出先であるアジア・太平洋地域の安定のための軍事的プレゼンスを望んだのである。こうした軍事大国化の進展にとって、自衛隊の海外派兵を禁ずる憲法は、決定的な障害物と映る。九条を排除することを主眼とした改憲論が噴出するゆえんである。

そして、その内容上の特色は、八〇年代までの改憲論が、自衛権およびその行使の手段としての軍事力の保持を憲法上明文化することを主眼とするものであったのに対し、軸足を国際貢献論に移したことにある。つまり、九〇年代以降現在に及ぶ今日的改憲論は、世界平和の維持にわが国が貢献することを九条が妨げているため改憲が必要である、との論法を前面に出す。以下、それらのうち主要なものを取りあげて、この明文改憲論が「国際貢献」、また「国際協調」・「国際協力」についていかに論じているかを検討しておきたい。

(一) まず、早くも一九九一年に出された西部邁の憲法改正私案¹⁰⁾では、国防軍の保持するとしうえて、「国防軍は自衛のための軍事行動を準備し実行するにあたり、集団的自衛や国際的警察を含めて国際協調に最大限の配慮をしなければならない」としている。ついで翌九二年の、小林節による改憲私案¹¹⁾も、自衛軍の保持をうたつた後、「総理大臣は、わが国の独立又は世界平和を維持するために、……国会の承認を経て又は国連の要請を受けて、自衛軍の出動を命じることができるとして、国連を介した海外出動を促進する姿勢を鮮明にしている。

政治の舞台では、この期の改憲論噴出の起爆剤を提供したものは、一九九一年六月設置の自民党小沢（一郎）現民民主党代表）調査会（「国際社会における日本の役割に関する特別調査会」）であったとされる。²² すなわち、その答申案（九二年二月）は、「能動的・積極的平和主義」の理念に立って、いま日本に求められている積極的な「国際貢献」を可能にするために前文と九条の新たな解釈が必要である、と主張したものであった。もっとも、これ自身は「解釈改憲」の主張であったが、九条の明文改正への問題提起を意味しており、その後、改憲論議は大きく進展することになる（なお、最終答申（「国際社会における日本の役割」）は九三年二月に出されているが、その内容は先の答申案と基本的に異なるものではない）。

小沢一郎自身は、一九九三年の自著『日本改造計画』²³で、自衛隊の戦略については「受動的な『専守防衛戦略』から能動的な『平和創出戦略』への大転換が必要」で、国連が自ら常備軍を保持する場合に自衛隊を提供することを構想している。そして、当面は、国連の平和維持活動に積極的に協力するために、自衛隊とは別組織の「常設の国連待機軍」を置くことを提唱する。小沢によれば、日本国憲法の禁止しているのは国権の発動としての武力行使であって、自衛隊を国連に提供し、その指揮下で活動することは、「たとえ日本部隊が戦闘に巻き込まれても」、憲法の禁止するものには該らないことになる。したがって、それは現行憲法の解釈により可能なのであるが、「不毛な論争」に終止符を打つべく、九条に第三項を設けて右の趣旨を明記し、あるいは、憲法をそのままにしつつ、仮称「平和安全保障基本法」の制定によって欠を埋めるべきだ、と提唱した。

また、この一九九三年に、連立内閣の首班細川護熙が代表をつとめる日本新党の政策文書『責任ある変革』²⁴も、「今や世界が国連を中心として国際的安全保障体制を構築しようとしているときに、我が国としても国権の発動を離れた形を工夫した上で、積極的にその動きに参加できるように一文を加える」と提唱した。その「国権の発

「動を離れた形」とは、「真に各国の主権を超越し、また大国の利益に左右されることのない常設の平和維持組織」たる「国連警察隊」とも命名されるべき国連常設部隊の創設を指す。そして、その要員の養成・派遣を任務とする「国連平和協力隊」の設置を提案している。

そして、こうした流れをいったん総合する形で、一九九四年の憲法公布の日に、読売新聞社の『憲法改正試案』が発表された。これは、今日の改憲論の目指す新しい国家のあり方を典型的に示したものととしてその後の改憲案のモデルとなった²⁶⁾、とされるものである。国際協力の論点に注目するなら、前文で、「日本国民は、世界の恒久平和を念願し、国際協力の精神をもって、国際社会の平和と繁栄と安全の実現に向け、全力を尽くすことを誓う」としたうえで、第三章を「安全保障」のタイトルに変え、「自衛のための組織」(二〇〇〇年の第二次試案以降は「自衛のための軍隊」)の保持を明記すると同時に、新たに第四章「国際協力」を設け、「日本国は、確立された国際的機構の活動に、積極的に協力する。必要な場合には、……平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供することができる」という条項(二四條)を置いた。これは、イラクに対する多国籍軍への参加のような、集団的自衛権でも正当化できない種類の海外派兵も可能にする含意であると解されている。

読売新聞社は、第二次の二〇〇〇年試案(五月三日)を出したのち、第三次の〇四年試案(これも同じく憲法記念日に出された)では、右の一四條を、「日本国は、確立された国際的機構の活動、その他の国際的平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、軍隊の一部を国会の承認を得て協力させることができる」と修正した。これは、国連を離れてアメリカと共同の軍事行動をすることを明瞭に認めたものである。——そもそも、新聞は、世人を覚醒させる役割をもつ

「社会の木鐸」であるが、そうでありうるのは権力への批判的姿勢を堅持していることが前提とされる。読売は、権力批判どころか、その旗振り役を買って出、権力の望む改憲への道を掃き清めることに精出している。明文改憲の潮流に勢いをつけるアクセルとしての役割を果たすものと評さざるをえない。

(三) 政党の中では、自民党の作業が、やはり改憲潮流の基軸を形作っている。同党は、結党時から「現行憲法の自主的改正」の目標を一貫して追求してきたのであるが、この期における改憲作業が本格化したのは二〇〇四年以降である。○五年一〇月の新憲法草案提案に至る経過を、まず追っておこう。

① 最初のまとまったかたの文書は、二〇〇四年七月の参院選の直前、六月一〇日に自民党政務調査会・憲法調査会憲法改正プロジェクトチームが作成した『論点整理』である。その基本姿勢は、憲法を国家権力に対する制限規範から国民を規律する行動規範へと転換させるといふ、その後の同党の改憲構想に共通する立憲主義の逆転に見出せる。

「安全保障」にかんしては、「新憲法は、わが国が、自由と民主主義という価値を同じくする諸国家と協働して、国際平和に積極的能動的に貢献する国家であることを内外に宣言するようなものでなければならぬ」としている。これは、現憲法の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」する国際協働主義とは似而非のものであって、アメリカとの従属的な軍事同盟による国際活動をもっぱら志向することの宣言に外ならない。

② ついで、同年一月一七日、自民党憲法調査会事務局は、『自民党・憲法改正草案大綱（たたき台）——己も他もしあわせになるための「共生社会」を目指して』（以下、『素案』）を同党憲法起草委員会に提出した。ただ、これは、同年一二月下旬、九条改憲構想の部分がそっくりのものが、陸上自衛隊側でつくられていたことが判明し、しかもそれが元防衛庁長官の依頼によって作成された経過も浮上して、白紙撤回となった。とはいえ、

その内容はきわめて復古的な、元首天皇を掲げた戦争をする国への改造計画であって、自民党の本音を隠さずに語った、軽視してはならないものであるといえる。

それは、第四章「平和主義及び国際協調」の中で、「『自衛（これには、当然に、個別的・集団的自衛の両者が含まれる）』や『国際貢献（国際平和の維持・創出）』のための武力の行使」を容認し、また、読売試案を参考にした、「我が国は、確立された国際的機構の活動その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動に、積極的に参加する」ことを提唱している。

自民党は、この年の一月二二日に、新憲法制定推進本部を発足させ、その下に新憲法起草委員会を置き、以後はこの起草委員会が主体となって改憲案を出していく。

③ 翌二〇〇五年四月四日、『新憲法起草委員会に一〇分野の各小委員会が提出した要綱』（以下、『各小委要綱』）が公にされた。起草委員会にテーマごとに設けられている一〇の小委員会が提出したそれぞれの要綱を束ねたもので、自民党の憲法改正案の土台となる報告だとされる。愛国心・自主憲法・天皇の元首化・自衛軍の設置・非常事態規定・国民の国防義務・公の秩序による自由の制限など、自民党に刷り込まれたDNAである国家主義の地金が出た」と評される内容のものである。

「国際協調」では、前文において、「外に向けては、国際協調を旨とし、積極的に世界の平和と諸国民の幸福に貢献すること。地球上いずこにおいても圧政や人権侵害を排除するために不断の努力を怠らないこと」を「国の目標」として設定している。これは、「民主化」を掲げて全地球規模で軍事介入をする論理を、憲法レベルに持ち込んだものといえる。

④ 起草委員会は、右の各小委員会による要綱をまとめて、同年七月七日、『新憲法起草委員会・要綱 第一

次素案」(以下、『要綱案』)を提出した。そこでは、天皇元首化や非常事態規定は見送られており、先の『各小委員要綱』の濃厚な保守色が薄められている。ただ、各分野間の検討の進度が不揃いで、また前文で天皇中心の国家を協調しておきながら、天皇の章では現行の象徴制を維持するとしているなど、項目相互の不調和が目立つ。このように未成熟であるにもかかわらず公にしたのは、当時一頓座を来していた改憲作業の局面を打開するためであったとされる。

『各小委員要綱』との関係は、前文では、右掲の文言を受け継ぎつつ、「安全保障及び非常事態」の項で、「積極的に国際社会の平和に向けて努力すること」、「自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる」ことを定めている。

⑤ こうした作業ののち、間隔を置かずに、条文のかたちの憲法草案の作成へと進み、八月一日には、『新憲法第一次案』(以下、『条文第一次案』)が出される。ただ、条文案といいながら、前文を後回しにするなど、「憲法」の体をなすには程遠いものであるが、当時の郵政解散を折り込んでその直前に急遽出された。それまでの作業に沿った内容であるが、現行憲法制定以来、主要政党が条文のかたちで改憲案をまとめたのはこれが初めてのものである。

そこでは、第二章「安全保障」において、日本国民は「国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動に主体的かつ積極的に寄与するよう努めるものとする」(九条三項)としたうえで、九条の二で「自衛軍」の保持を明記し(二項)、その自衛軍は「自衛のために必要な限度での活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動並びに我が国の基本的な公共の秩序の維持のための活動を行うことができる」(二項)として、海外武力行使に道を開いた。

⑥ つづいて二〇日後、この第一次案を修正して、一〇月二〇日に『新憲法第二次案』（以下、『条文第二次案』）を出した。修正は、主として情報保護・環境保全などについて加えられており、「安全保障」の先の文言は踏襲されている。

⑦ そして、自民党は、一〇月二八日に、『自由民主党 新憲法草案』を、起草委員会全体会議・政調審議会・総務会を経て決定し、一月二二日の立党五〇年記念大会で正式発表した。この大会では、改定した党の新綱領の冒頭に、改憲ならぬ「新しい憲法の制定」を掲げ、宿願の実現に近づいたことを強調している。この草案は、改憲他党（民主、公明など）との協調に配慮して、表現は意外と受けとられたほど抑制的であるが、内容において現行憲法のあり方を根本的に覆えすものとなっている。正規の軍隊たる自衛軍を保有し、戦争のできる国にすることを柱とし、それを支えるものとして、国民の責任と義務を強調し、現行憲法の「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」を人権の上に置いて憲法を国民管理の道具にすることが土台になっている。わが国の将来に重大な影響を及ぼすものともなりうる憲法構想だといわなければならない。

第二章「安全保障」は、『条文第一次案』以来のものをより包括的にしている。すなわち、現行九条一項の文言は変えないこととしたうえで、九条の二で、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」「自衛軍」を保持するとし（二項）、その自衛軍は「一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、または国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる」（三項）としている。ここにいう、「国際社会の……協調して行われる活動」は、『条文第一次案』等を踏襲しているが、内容上、集団的自衛権によるアメリカとの共同軍事行動、国連決議にもとづく集団安全保障活動としての派兵、国連決議

のない有志連合への参加およびPKFを含むPKOへの参加など、あらゆる種類の海外軍事行動が含意されている。とくに、「国際的協調活動」と国連の集団安全保障活動とのかかわりが問題となるが、たとえば、一般のアメリカによるイラク攻撃の場合、集団安全保障活動には該らず、国連決議のないまま英米などが有志連合を組んでおこなった軍事行動であるが、こうしたものを含め、様々な種類の海外派兵を可能にする条項として置かれたものと考えられるのである。

自民党は、その後は今までのところ、まとまった明文改憲案は公にしてい⁵⁸ないが、先述の（一参照）防衛庁の「省」昇格と自衛隊の海外派遣の本務化（〇六年二月）、さらに集団的自衛権行使の合憲性「研究」を、内閣に
有識者会議を設置して開始する（〇七年四月）など、「立法による改憲」ないし「解釈改憲」を積み重ねている。

（四）民主党については、「創憲」を掲げて、同党憲法調査会が、二〇〇四年六月に『憲法提言中間報告』をとりまとめたのち、〇五年一〇月三十一日に『憲法提言』を公にしている。ここでは、「国連主導の国際活動と（の）協調」が強調され、国連憲章五一条に記された「制限された自衛権」概念が日本国憲法上も採られるべきものであることを明確にし、また、「国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけ」るための改憲が提起されている。それにより、「国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動（PKO）への参加を可能に」しようというのである。

また、公明党も、二〇〇二年以来、「加憲」と名付けた改憲方針を打ち出して、〇四年六月一六日には、同党憲法調査会が『論点整理』と題する文書を公にしているが、最終決定にすることは避けている。すなわち、「議論の所在」として、「専守防衛、個別的自衛権の行使主体としての自衛権の存在を認める記述を置くべきではないか、との意見がある」「国家の自己利益追求のための武力行使は認められないが、国連による国際公共の価値

を追求するための集団安全保障は認められるべきではないか、との指摘がある」などと記述されている。これは、当面は従来の九条堅持を踏襲しておき、自民・民主両党の改憲論議を見極めたうえで対応した方が得策との判断によるものだとされている（〇四年八月二六日付読売新聞）。そうであるなら、同党のいう九条「堅持」は、第三項以下を「加憲」することで現行一・二項を実質上葬り去ってしまう真意隠蔽的な論理であるといわざるをえない。

(4) 今回進められている改憲には、財界が表舞台に出ているのが特徴をなしている。たとえば、経済同友会が二〇〇三年四月に出した『憲法問題調査会意見書——自立した個人、自立した国たるために』は、「平和主義」と「国際協調主義」で思考停止に陥って「国が果すべき役割までも否定しては、元も子もな」く、「集団的自衛権の行使に関する政府解釈を改め」るなどしなければならぬ、という。また、日本・東京商工会議所の憲法問題に関する懇談会は、〇四年二月一七日に、『憲法改正についての意見——中間取りまとめ』を公にして、『国際貢献としての国際社会平和の維持回復、並びに人道支援』のための国際協力活動に自衛隊の派遣を認めるべきである。／グローバルな国際社会の中で活動する日本として、国際平和に関する貢献・協力を行うことは当然のことである」としている。

さらに、日本経済団体連合会が二〇〇五年一月一八日に出した『わが国の基本問題を考える——これからの日本を展望して』は、現行憲法は、その「綻び」が「一國平和主義や国際問題への消極的関与」としてあらわれ、とくに九条二項は「わが国は今後果たすべき国際貢献・協力活動を進める上での大きな制約にもなっている」との認識に立って、自衛隊が「国際社会と協調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を明示すべきであり、また、「集団的自衛権に関しては、わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を、憲法上明らかにすべきである」と踏み込んでいる。

そして、日本商工会議所が二〇〇五年六月一六日に出した『憲法問題に関する懇談会報告書——憲法改正についての意見』の場合は、前文で、「『国際社会に貢献し信頼される日本の実現を目指すこと』を宣言」したうえで、九条三条を新設し、「『国際社会の平和の維持・回復・並びに人道的支援』のための国際協力活動に対する現行の自衛隊の派遣を改めて憲法で認め」ることを提唱しているのである。

こうした財界諸団体の改憲構想は、——ここでは検討対象を「国際協調」に限定しているが——、先にみた自民党などの政界における改憲提案と実質上完全に軌を一にしたものであることが判明する。むしろ、巨大経済団体が政治過程に直接乗り出し、改憲諸党を動かしているというべきであろう。

(六) 以上のおおまかな検討からも、主要な明文改憲諸提案は、「国際協調」や「国際貢献」を憲法改正の重要なキーワードのひとつとして使い、そしてそれがごとく日本国憲法が定めている本来の平和主義的国際協調論とは似而非のものであり、あまつさえその逆用であることが明白となった。今日の改憲諸案において、「国際協調」がこのような用いられ方をするのは何故か。平和的国際協調の展望を考えるに先立ち、この点にひとことふれておきたい。

思うに、それは、今般の改憲の性格全体から導かれるものであろう。すなわち、すでに人口に膾炙した指摘を借りるなら、現在の改憲派の軍事・安全保障にかんする主要な要求は、ひとつに、グローバルな自由市場の拡大・維持のためのアメリカの軍事行動に対する軍事的支援の実施とその円滑化、もうひとつに、日本企業が特殊な権益をもつ地域の安定のための軍事的プレゼンスの確保、にあるといえる。そして、右のグローバルな観点に立つ自由市場の拡大にせよ、日本企業の利益からみた地域秩序の安定にせよ、日本単独でこれを果たすことは不可能で、アメリカとの軍事的行動が要請される。他方アメリカは、日本を補完的パートナーとして組み込むことを世

界戦略の一環としている。アメリカに追従しつつおこなう海外での武力行使を憲法上可能にすること、とくに集団的自衛権行使の容認が熱望されるゆえんである。

こうした要求を、たとえば、先に掲げた日本商工会議所の文書(二〇〇五年)は次のように表現している。「今やGDP世界第二位の経済大国とな」ったわが国が、「そのプレザンスに応じて、国際社会における相応の役割を果たすべく「国際貢献と安全保障の新たな枠組みを示す必要」がある。「グローバルな国際社会の中で活動する日本として、可能な限り国際社会に貢献することは当然であろう」と。——このような文脈において、「国際貢献」は、究極的に軍事力によって支えられるものと認識され、「国際協調」も、それと同義に用いられるものである。今こそ、真の国際協調主義に光をあてなければならぬ⁽²⁸⁾。

IV 平和的国際協調主義の展望——むすびにかえて

(一) 「平和」の概念それ自体は、もとより一義的なものではないが、日本国憲法では、「平和」は、きわめて明瞭で特定のな意味をもつものとして用いられている。すなわち、前文で、「政府の行為」により「戦争の惨禍」が外・内にわたって極限的なものとして惹き起されたことに深く反省し、それを再び繰り返させないよう自国政府の手を縛るとともに、世界に「恒久の平和」をもたらすための努力をする決意を示し、全人類が「恐怖と欠乏から免かれ」て生きることを内容とした「平和のうち」に生存する権利⁽²⁹⁾をもつことを確認する。そして、九条で戦争を放棄し軍隊を保有せず、かつ交戦権を認めないことを明定する。これらの規範に示されたものを内容としているのが、わが国憲法のいう「平和」である⁽³⁰⁾。「平和」概念の抽象性を殊更に強調する議論は、しばしば、

軍事的手段による「平和」達成を正当化するためになされるもので、日本国憲法論としては成り立たない。

こうした日本国憲法の平和主義についての認識は、すでに、論者が、次のような三つの「国際協力の指針」として定式化しているところである。それは、憲法前文に示された原則（恒久平和の決意、平和主義的信頼、平和的生存権の確認、平和を守り創るものとしての人民主権および対等の主権国家の自主独立と国際協調）から導かれる。すなわち、第一平和原則——一切の戦争放棄システムの維持・展開によって、「戦争非合法化」の普遍的世界平和組織の建設と実効化に寄与する。（戦争放棄）原則⇨戦争をするのでなく、戦争や武力行使の機会を少なくし、無くして行くこと（戦争システムの廃止）を目指す。第二平和原則——わが国の軍縮と軍備撤廃の実行のプロセス実績を示しつつ、周辺国際地域そして世界の全面・完全軍縮実現に向けてイニシャチブをとり促進する。（戦力不保持）原則⇨軍備を強化するのでなく、核・通常戦力の縮小の実現を促進し、撤廃（とくに核廃絶）を目指し、平和的構造に転換して行く。第三平和原則——戦争と軍備による侵害・圧迫（恐怖と欠乏）から免れた、「平和的生存権」の日本国民への保障の実行モデルを提示しつつ、全世界の国民（人類）が、「平和的生存権」がひとしく尊重される「正義」に基づく人類平和「秩序」の建設に努める。（平和的生存権）原則⇨日本国民のみならず全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を等しく保障ないし尊重される正義に基づく世界平和秩序を築く。というものである。

たしかに、今日の現実政治は、こうした憲法原則から逸脱・逆行し、あまつさえこの憲法自身を葬り去ろうとする方向へと驀進している。遡ること二〇年前に、共同研究に携わった憲法学者たちが、「平和的合理性」の論理にのっとり公にした総合的平和保障へのロードマップ（『総合的平和保障基本法試案』）を、政治権力担当者たちは顧みようとしなかった。その愚策が今日の戦争国家に向かう状況をもたらしている。それでもなお、否それ

だからこそ、今、右に記した平和原則を確認した上で、日本国憲法の理念に沿った平和的国際協調・国際協力の可能性の探求にとめなければならぬと思う。

(一) 平和的国際協調の推進のためには、まず次の二点が充たされることが前提とされよう。

ひとつは、わが国は、アジア・太平洋戦争の過去を直視してその誤りを認め、戦争責任を果たし戦後補償をおこなわなければならない^①。この点で、現在の政権が、戦前日本が植民地として支配し、侵略した国に人々に未だに償いをせず、他方で、もっぱら残虐で不気味なものとして描く隣国の存在を、軍備増強の恰好の理由にしている。つまり、戦争への根本的反省のないまま新しい戦争に踏み出しかねないこの姿勢は、過去に目を塞いでいるがゆえに未来を拓くことのできない、「歴史を誤らせる二重構造」を示すものであって、危うい。とりわけ、昨今、小泉・安倍両政権が北朝鮮による拉致問題については「人権」を掲げて最重要の政治課題としつつ、自国のした隣国などからの従軍慰安婦や労働者の強制連行問題には、消極的であるにとどまらず、あまつさえその強制性を否定するのは人権認識にダブルスタンダードを立てるものとして、国際的非難を浴びている。こうした政府の態度は、平和的な国際貢献の大きな障害物となつているといわなければならない。

もうひとつに、右の点と深く関連するが、わが国政府の国際人権保障についての姿勢が問われる。まず、人権関係の条約等への日本の対応それ自体がきわめて消極的であり、未だに締結していないものが多く、また締結したもので、社会権・自由権両国際人権規約をはじめ、難民条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約など、その時期がきわめて遅いものが多い。そのうえ、国際人権規約への加入について典型的にみられたように、人権実現に逆行的な解釈宣言・留保を付している。一層問題なのは、国家通報制度や個人通報制度に加わらないことである。人々の権利救済にとって、ひいては規約の実効性確保のために、とりわけ個人通報制度の適用は不可欠

であるが、わが国は、この制度を定めた諸条約について、つまり、自由権規約の第一選択議定書は締結せず、人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約は締結したもののその中の個人通報制度には加わらない、という態度を一貫させているのである。

たしかに、わが国の憲法では、裁判所の違憲審査権が設定され、また条約は国内法的な効力を有し、かつ法律に優位するとされている。そこから、人権侵害については、国内裁判所が国際人権条約を直接・間接に適用することでその救済にあたればよい、ともいえる。しかし、とくに日本国憲法よりも国際条約の方がより広範かつ明確な人権保障規定を置いているような領域の事案については、人権実現にとって、この個人通報制度を用いることが有益、さらに不可欠であることはいうをまたない。さらに、人権諸条約に広く採り入れられている政府報告制度でも、日本政府に対しては、条約機関側から厳しい所見が出されているところである。

なお、「国際人権」保障というとき、国際的広がりをもった人権の保障の問題をも意味する。すなわち、外国人の人権の保障や難民の保護が、ここで浮かび上る。これにかんして、わが国には問題が山積しており、政府の消極姿勢が際立っていることは周知のところである。^②日本政府は、西側世界各国との「価値の共有」をしぼしば口にするが、それが立憲主義、何よりも人権保障について語っているのであるのなら、これらの問題を前進させることが不可欠の課題であるといわなければならないのである。

(三) さて、日本国憲法にもとづいてわが国がおこなうべき国際協力活動の具体策については、先行業績^③が、次のような形でその見取り図を示している。まず、「非軍事の国際協力」として、日本自身が人権を保障する民主的な国家体制を構築するという内なる課題、国際的人権保障の強化および国際的な経済協力の促進を挙げ、ついで、「非軍事化の国際協力」として、核兵器廃絶および通常兵器の徹底削減にわが国が貢献すべきことを指摘し、そ

して、「紛争の平和解決への協力」として、予防外交、平和創造、平和維持活動および平和建設に、憲法上の限定を付した範囲で協力すべきことを説く。こうした包括的な把握の仕方は有益で、その分析にも私は共鳴する。

こうした包括的課題を念頭に置きつつ、日本国憲法の国際協調主義にかんして常に最も注目されるべきは平和的生存権との関係であることを、改めて指摘しておきたいと思う。

改憲論との関係でいえば、先にみた今日の改憲案は、例外なく平和的生存権規定を削除している。読売新聞社試案の前文は、第二次案以降、それを除いた上で、「日本国民は、民族の長い歴史と伝統を受け継ぎ、美しい国土や文化的遺産を守り」という、一国独善的ないし利己的文言と「国際協調の精神」とを並置させており、また、自民党の新憲法草案も、平和的生存権を抹消しながら、「国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する」としつつ、その直後に、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感を気概をもって自ら支え守る責務を共有」する、との文言を置いている。まことに、平和的生存権は、戦争のできる国へと国制を転轍させるにあたって、必ず取り除いておかなければならない原理なのである。なお、右の文言は、そこにいう「国際協調」が国際的・普遍的な価値でないことを端なくも示していて、興味深い。

日本国憲法の定める、世界の全人民 (all peoples in the world) のもつ平和的生存権は、対等の自主独立の主権国家が普遍的政治道徳の自然法的拘束を受けつつ自主的に協調することを意味する国際協調主義を指導する指針である。それゆえにそれは、「世界理性の目指す各国共通の法価値」となっているともいえる。つまるところ、日本国憲法が目指す平和は、それを軍事的手段によって日本一国にのみもたらそうとするものではなくない。全人類が「恐怖と欠乏から免かれる」という、積極的・構造的な内容をもつ平和を享受しうることを、権利として保障し、その実現のために平和的手段による積極的な国際活動につとめることを誓ったのが日本国憲法なのであ

る。なお、この点で、最新の啓発的な一論文は、今日民衆を不安定状態に置いている要因として、「ネオリベラリズム・グローバル経済下の窮乏化」と「ネオコン・グローバル覇権政治下の軍事化」とを挙げ、それらを克服する課題は、日本国憲法の平和的生存権を権利として確立することにつながる、と主張している。

このようにして、平和的生存権に嚮導された日本国憲法の国際協調主義の理念は、本来的に全人類的広がりをもつものであるといえる。そのことのゆえに、それは、近年説かれていた「人間の安全保障」(human security)の考え方と響き合う。この考え方は、国家の安全保障に具体的な人間個々人と社会の安全と安定の確保を優位させ、外敵からの攻撃に備えることよりも、貧困の解消・慢性的飢餓の克服・社会的な公正と平等の確保などこそが平和の実現に貢献するものである、と説く新しい安全保障観である。これがはじめて本格的に登場したのは、国連開発計画 (UNDP) の年次報告『人間開発報告書・一九九四年版』であるとされるが、その後、国連レベルでも各政府のレベルでも急速に広がりを見せている。

また、それと並んで、「構造的暴力」(structural violence)の解消という積極的平和政策の展開が提唱されている。ヨハン・ガルトウングの名とともに知られるものであるが、それは、平和とは戦争の不在状態あるとするのは平和の消極的なたらえ方であって、戦争という直接的暴力だけでなく、抑圧や飢餓・貧困をつくり出す構造的暴力に注目し、紛争への非暴力的対応と暴力的な社会構造からの転換を、積極的平和達成の根底的な条件として提起したものである。こうした考え方が、前文の平和的生存権にもとづく平和的国際協調と軌を一にするものであることは明らかであるが、むしろ、日本国憲法の平和主義原理は、これを先取りし、こうした新しい国際的な安全保障の政策理念を導き、促したといえることができるであろう。

—— 私たちは、平和憲法がこの六〇年間、現実政治において歪められ、あまつさえ今日その根本原理を葬り

去る動きの中にある状況を、目のあたりにしている。今こそ、平和憲法を活かし広める布憲をおして、その確保と「新生」をはからなければならぬ。国際協調主義についても、ここに検討したとおり、これを世界的規模での武力行使を正当化する概念として逆用し、改憲の論拠にしているという政治の現実がある。今求められるのは、平和的国際協調主義の原点に立ち還ることである。そして、それが人々によって支えられるなら、憲法にもとづいて歴史を創る展望が拓かれるにちがいない。

註(1) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店・一九八七年)一八七頁。

(2) 参照、深瀬忠一「自衛隊の平和憲法的改編と国際的軍縮実現の促進」和田英夫∥小林直樹∥深瀬∥古川純(編)『平和憲法の創造的展開——総合的平和保障の憲法学的研究』(学陽書房・一九八七年)三一〇頁。

(3) 参照、森英樹「自民党『新憲法草案』の『新』しさ」法律時報七八卷二号(二〇〇六年)二頁。

(4) 駄目押しの一例を追加するなら、二〇〇四年一月、小泉純一郎首相(当時)は、自衛隊イラク派兵を正当化すべく、前文の「われらは、いずれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない」を引いて、「苦しんでいる人々や国々のため、困難を乗り越えて行動するのは国家として当然のことであり、そうした姿勢こそが『国際社会において名誉ある地位』を実現することにつながる」(二〇〇四年一月一九日、衆議院本会議)という、法解釈としてはつまみ喰いだけの、「日米同盟」寄りかかり論を思考停止的に展開している。なお、同種の議論の中には、前文が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」というのは奴隸的態度だとしつつ、一体として国際協調主義の規定をなしている「名誉ある地位を占めた

い」から海外派兵の根拠を抜き出す、といった類のものまでである。

さらに、文脈は少し異なるが、近時の地方分権推進策において、国（中央政府）を「国際貢献」活動に専念させるようにすることが、地方への事務委譲の理由として用いられている（さしあたり参照、拙著『地方自治の憲法学』（晃洋書房・二〇〇一年）一一二頁）。

(5) 田上穰治（編）『体系憲法事典』（青林書院新社・一九六八年）二五四頁以下〔栗城壽夫執筆〕。

(6) 参照、法学協会（編）『註解日本国憲法』上巻（有斐閣・一九五三年）五五頁。

(7) 参照、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解法律学全集1・憲法1』（青林書院・一九九四年）三九頁〔樋口執筆〕。なお、拙著『平和的生存権の弁証』（日本評論社・二〇〇六年）二〇頁への参照を請う。

(8) 丸山真男「憲法第九条をめぐる若干の考察」世界二三五号（一九六五年）〔深瀬忠一（編）『戦争の放棄』文献選集・日本国憲法3（三省堂・一九七七年）一六四頁以下に拠る〕。

(9) 清宮四郎『憲法1（第三版）』法律学全集3（有斐閣・一九七九年）一一〇頁。

(10) 自衛権行使に必要な最小限度の戦力の保持は憲法上禁止されておらず、また自衛隊がそれにあたるか否かの判断は政治過程に委ねるべき事柄であるとする論者も、自衛隊を、武力行使を伴う平和維持活動に参加させることは憲法の認めるところではない、としている（伊藤正己『憲法（第三版）』（弘文堂・一九九五年）一六七頁）。まして、集団的自衛権を前文の国際協調主義の文言から導くことは、解釈論上到底成り立つものではない（このように指摘するものとして、たとえば、山内敏弘・太田一男『憲法と平和主義』現代憲法大系②〔法律文化社・一九九八年〕六四頁）。

(11) 前文にかんして国際協調主義と格別に関係が深いかかわるものは、平和的生存権である。また、国際協調主義

に基礎されて、外国人の人權、とくに出入国の自由、また国籍上の権利の積極的保障が要請され、加えて、わが国の侵略戦争のもたらした諸国民衆に対する損害への償いという過去の清算も、国際協調主義の観点から避けることのできない課題となる。

- (12) 参照、宮沢俊義「芦部信喜補訂」『全訂日本国憲法』（日本評論社・一九七八年）四一頁、『注解』・前掲註（7）三九頁（樋口陽一執筆）、芦部信喜（監修）『注釈憲法』(1)（有斐閣・二〇〇〇年）八八頁〔矢口俊昭執筆〕など。

- (13) 参照、芦部信喜『憲法字Ⅰ・憲法総論』（有斐閣・一九九二年）二〇三頁

- (14) 前同九三頁。

- (15) 参照、渡辺 治『憲法「改正」の争点——資料で読む改憲論の歴史』（旬報社・一八頁、四一九頁など。

- (16) 参照、佐藤 功「憲法改正論の系譜と現状」ジュリスト臨時増刊『日本国憲法——30年の軌跡と展望』（一九七七年）四四頁以下。

- (17) 以上につき、参照、佐藤・前掲註（16）、芦部・前掲註（12）『注釈憲法』三二頁以下〔芦部執筆〕。さらに、渡辺 治『日本国憲法「改正」小史』（日本評論社・一九八七年）。

- (18) 芦部信喜「憲法施行三〇年に際して」ジュリスト六三八号（一九七七年）六頁。

- (19) 網羅的にとりあげたものとして、二〇〇一年までの案については、渡辺・前掲註（15）一八頁以下、それ以降のものについては、全国憲法研究会（編）『憲法改正問題』法律時報臨時増刊（二〇〇五年）三三九頁以下、同『続・憲法改正問題』同（二〇〇六年）九一頁以下がある。なお、一九九二年から九三年にかけての論議については、佐藤 功「最近における改憲論議」ジュリスト二〇二〇号（一九九三年）一〇五頁以下が詳細にフォローしている。

- (20) 西部邁『わが憲法論』(徳間書店・一九九一年)〔渡辺・前掲註(15)七二頁以下に拠る〕。
- (21) 小林節『憲法守って国滅ぶ——私たちの憲法をなぜ改正してはいけないのか』(KKベストセラーズ・一九九二年)〔渡辺・前掲註(15)七八頁以下に拠る〕。
- (22) 参照、佐藤・前掲註(19)一〇五頁。
- (23) 小沢一郎『日本改造計画』(講談社・一九九三年)一一九頁以下。
- (24) 細川護熙『責任ある変革』(東洋経済新報社・一九九三年)一一五頁以下。
- (25) 参照、渡辺・前掲註(15)一五八頁。
- (26) ただし、二〇〇七年五月、自民・民主両党議員らが参加する改憲派団体「日本会議国会議員懇談会」は、自民党新憲法草案の手直しを図って作成した『新憲法大綱』を公にした。安全保障条項では、「自衛軍」に代って「国軍」の呼称がつかわれ、その国軍が国際の平和と安定への貢献活動をすることが明記されている。
- (27) 参照、愛敬浩二「経済界の改憲論を診る」水島朝穂(編著)『改憲論を診る』(法律文化社・二〇〇五年)一五六頁。さらに、こうした視方を提供する代表的なものとして、渡辺治「総論・アメリカ帝国の自由市場形成戦略と現代の戦争」渡辺後藤道夫(編)『講座戦争と現代Ⅰ・「新しい戦争」の時代と日本』(大月書店・二〇〇三年)。加えて、芹沢齊「九〇年代改憲論」『憲法改正問題』(前掲註(19))七二頁以下が有益である。
- (28) なお、本稿は、明文改憲論につき、平和主義と中心的検討課題としたものであるが、現在の改憲論が、新自由主義社会を目指して憲法の全分野に改鑄を加えようとするものであることを見落としてはならない。すなわち、それは、論者が指摘するとおり、経済的自由を拡大する一方で、生存権、労働権・教育権など

の福祉国家的諸権利には制約を加え、その結果生じる格差拡大や社会不安に対して、天皇・家族・「日本人」意識の涵養などによる情緒的統合強化、行政・司法の集権化と効率化、警察力による治安強化などで対処し、グローバル化に伴う海外市場の維持拡大のためには、軍隊の正規保有、集団的自衛権、軍事的国際貢献強化で対応する、という枠組みをもった改憲構想なのである(参照、谷川昌幸「新自由主義と現在改憲論」澤野義一・井端正幸・出原政雄・元山健「総批判改憲論」〔法律文化社・二〇〇五年〕三〇頁)。

(29) これを、森英樹は、「日本国憲法の平和主義には、無軍備ないし非軍事であることに加えて、people 各人にまでおりきった平和的国際・民際協力と自由の確保による構造的平和への真摯な取り組みへの期待が込められていることを、いまさらながらに読み取っておく必要がある」ととらえている(「途上国人民との平和的協力と国連における経済的協力」深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治〔編〕『恒久世界平和のために——日本国憲法から提言』(勁草書房・一九九八年)三三二頁以下)。

(30) 深瀬忠一「はしがき——『世界平和貢献策の憲法学的・学際的研究』の成果と展望」前掲註(29)『恒久世界平和のために』一八頁、および、同「日本の北に軍事基地の最前線に代えて世界平和研究・教育の最前線の砦を築く」深瀬・橋本左内・榎本栄次・山本光一〔編〕『平和憲法を守りひろめる——北海道キリスト者平和の会の証し』(新教出版社・二〇〇一年)二四一頁以下。

(31) 前掲註(2)『平和憲法の創造的展開』。「試案」は、四八一頁以下に所収。

(32) 戦争責任を国際協調との関係で明瞭に指摘しているものとして、たとえば、笹川紀勝「国際協調主義の展開——日韓の新たな信頼関係の構築をめざして」前掲註(30)『平和憲法を守りひろめる』一四二頁以下、古川純「戦後補償の課題——『過去の克服』のために」前掲註(29)『恒久世界平和』七二七頁以下、山内敏弘「国際協力のあり方と国連改革の方向」前掲註(29)『恒久世界平和』二四一頁以下がある。

(33) 以上について、さしあたり私のものとしては、『憲法と国際人権を学ぶ』（晃洋書房・二〇〇三年）一〇五頁以下への参照を請う。なお、外国人の人権保障を国際協調主義との関係で論じたものとして、笹川紀勝「宣教の自由——国際協調と外国人の人権保障のために」杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治・中村睦男・笹川紀勝（編）『平和と国際協調の憲法学——深瀬忠一教授退官記念』（勁草書房・一九九〇年）四〇三頁以下を挙げておきたい。

(34) 山内敏弘・前掲註（32）二三七頁以下。

(35) 深瀬忠一・前掲註（1）一八九頁。

(36) 小林直樹「憲法と国際法秩序」佐藤 功先生古稀記念『日本国憲法の理論』（有斐閣・一九八六年）七〇頁。

(37) 参照、森 英樹『国際貢献』論と国連 渡辺 治・三輪 隆・和田 進・浦田 一郎・森・浦部法穂『憲法改正』批判』（労働旬報社・一九九四年）二九四頁。

(38) 武者小路公秀「グローバル植民地主義とグローバル・ファシズムに抗して——新しい公共倫理の確立のために」千葉 眞・小林正弥（編著）『平和憲法と公共哲学』（晃洋書房・二〇〇七年）二五一頁以下。

(39) 参照、武者小路公秀「平和的生存権と人間安全保障——転換期国際政治の平和構築と布憲主義」前掲註（29）『恒久世界平和』一六九頁以下、山内敏弘『人権・主権・平和——生命権からの憲法的省察』（日本評論社・二〇〇三年）二九〇頁以下。

(40) 参照、山下健次「平和研究と平和憲法学——日本国憲法における平和主義原理の規範構造と積極的政策展開」前掲註（29）『恒久世界平和』八一九頁以下、横田耕一「積極的平和の確立——構造的暴力の解消」前掲註（2）『総合的平和保障』一〇八頁以下。さらに、前田哲男（編）『岩波小辞典・現代の戦争』（岩波

書店・二〇〇二年) 三二二頁(前田執筆)も参照。

(41) なお、「人道的介入」は、大規模な人権侵害を阻止するためとなされる他国への武力行使を意味するものであるが、その発動の基準は恣意的に設定されることが避けられず、国連憲章上も合法性は疑わしい。また、それへのわが国の参加は、憲法上許されるものではなく、わが国が国際の活動は、いかなる場合も非軍事的なものに限られるといわなければならない。「人道的介入」にかんしては、参照、君島東彦「人道的介入と日本国憲法」前掲註(19)『憲法改正問題』一四五頁以下。

(二六)